

子育て短期支援事業

○ショートステイ事業(短期入所生活援助)

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合などに、保護者に代わって児童を短期間養育します。

・対象者 : 満1歳から満18歳未満

・利用期間 : 7日以内

・費用

	生活保護世帯	町民税非課税世帯	その他の世帯
2歳未満児	0円	1,100円	5,350円
2歳以上児	0円	1,000円	2,750円

・利用方法

子育て支援課へお申込みください。

お問合せ先

子育て支援課 TEL:087-876-6510